

あらゆる部門の医療従事者の訓練が推進され、毎年5つの教育機関から約500人の医師の卒業生をだしている。

また歯学の教育機関が設立され、大学院教育と、調査研究が行なわれている。

農村の上水道の大部分は改善されたが、便所に関しては、その段階に未だ至っていない。

人口動態もよくなったとはいえ、まだ十分とはいえない。

学校保健事業と衛生教育は、推進されてきている。

BANERJEA, B. : Rural Health Services in the Successive Five-year Plan in West Bengal, *Your Health*, Vol. 15, No. 176, 1966.

(橋本正己)

オランダ社会保険の改正

1966年2月11日の社会保険に関する改正法が67年1月1日および7月1日から実施されているが、制度の適用対象となる者の所得の上限、保険料の算定基礎となる所得の上限、および保険料率などにも改正が加えられた。

オランダでは、疾病に関する社会保険が現物給付と金銭給付につきそれぞれ別の機構を通じておこなわれる。すなわち医療の現物給付は疾病金庫が管理し、被用者等の強制加入者とその他の所得が一定限度以下の任意加入者が対象となる。これに対して傷病手当等の金銭給付は、いわゆる疾病保険が管理し、所

得が一定限度以下の被用者が対象となる。

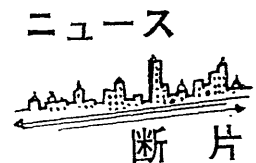
今回の法律改正により、1967年1月1日から疾病金庫の任意加入者の所得限度額および疾病保険の加入者となる被用者の所得限度額が、年額11,500ギルダーから12,400ギルダーへ引上げられた。

この国の家族手当制度は、まず、3人以上の子供をもつすべての居住者を対象とするが、被用者、年金受給者および所得が一定限度以下の自営業者については第1子から手当が支給される。そこで今回の改正法は、1967年1月1日よりこの自営業者の所得限度額に

ついても改定を加え、これを従来の年額4,900ギルダーから5,300ギルダーとした。

つぎに保険料の算定基礎となる所得の上限額であるが、オランダの社会保険の保険料は一般に所得額を基礎として算定される。ただしその基礎となる所得額のとりかたは、被用者の場合とそれ以外の一般国民の場合で異なっている。今回の改正法は1967年1月1日からそれらの所得上限額に改定を加えているが、被用者の場合、賃金日額の上限を週6日制のところから30ギルダーから32ギルダーへ、週5日制のところから36ギルダーから38,40ギルダーへそれぞれ引上げられた（この上限額は給付の算定にも適用される）。また被用者以外の一般国民の場合、年収12,750ギルダーから14,050ギルダーへ引上げられた（この改正は家族手当制定にも適用される）。

最後に保険料率であるが、1967年1月1日から次のように改定された。すなわち、一般



国民を対象とする老齢年金制度および遺族給付制度の保険料率が、それぞれ8.7%から8.8%へ、1.5%から1.4%へと変更された。また疾病に関する社会保険制度部門では、医療の現物給付をおこなう疾病金庫制度で5.8%か

ら6.6%（被用者の場合には労使折半）へ引上げられ、金銭給付をおこなう疾病保険制度で全体として0.5%引上げられた。

Revue belge de sécurité sociale,
Anneelx, No. 1, Janvier 1967, 99~100 pp.
(上村政彦)

ノルウェーの国民保険に関する新立法

1966年6月17日の国民保険に関する新しい法律（第12号）が、1967年1月1日から施行された。

この新立法は、老齢年金、リハビリテーション援護、廃疾保険、遺族保険、母親給付などに関する従来の法制に改善を加え、これに代るものとして立法化されたものであるが、とくにつぎの2点に重要な意味をもつ。

1) 各部門の給付に共通する「基準額」(basic amount) が導入され、給付水準に

ニュース



断片

関する各部門間の調整がおこなわれたこと。すなわち、当初この基準額は5,400クローネ

とされたが、これら各部門の給付額はすべてこの基準額に関連して決定される。ただし、この基準額は毎年1回、消費物価指数の上昇に合わせて調整され、さらに2年ごとに再計算される。その上、議会も、年金受給者が国の全般的繁栄の利益を受け得るように、独自の調整をおこなうものとされている。

2) 所得および被保険者期間に比例した補足的年金制度を導入したこと。すなわち各種年金額は、「基準額」をもととして算定した定額部分と所得および被保険者期間に比例した補足比例部分の合算額として計算される。補足比例部分は年金点数を用いて算定されるが、その点数は当該被保険者の所得を毎年そ

の年の「基準額」で割って算定される。

以上の2点のほか、この新立法は将来において医療の現物給付、傷病手当、失業手当、業務災害給付などの短期給付部門に関する諸法規定を吸収合体させることとしており、その段階では、この新立法が総合的な社会保障法典になるものと予定されている。

新立法による各種給付の概要はつぎのとおりである。

1) 老 齢 年 金

3年以上の被保険者期間を条件として70歳から支給される。年金額は定額部分の基礎年金と比例部分の補足年金からなるが、まず基礎年金の年金率は、単身者で「基準額」に相当する額、夫婦では「基準額」の150%とされ、18歳未満の児童がいる場合には同じく25%が加算される。この年金額は被保険者期間が40年以上の場合に完全年金とされ、40年未満の場合にはその年数に比例して減額年金として支給される。

つぎに補足年金は「基準額」に平均年金点数（被保険者期間中の各年の年金点数のうち、も